事　　務　　連　　絡
令和５年 12 月 27 日

公益社団法人　日本産婦人科医会　御中

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について（周知）

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会（以下「臨調」という。）決定）において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、令和４年 12 月末の第６回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われているところです。当該工程表では、現行法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行うことといった見直し方針が示されたことを踏まえ、母体保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号）の一部を改正いたしました。

別添のとおり、都道府県知事及び市区町村長宛に通知を発出しておりますので、内容を御了知いただき、貴団体におかれては、貴管下の会員への周知をよろしくお願いいたします。